

議長／ただいまから令和８年第２回千代田区議会定例会継続会を開会いたします。

報告します。

区議会開会中の議事参与について、区長から議長宛て通知がありました。

その写しを配付しましたので、御了承願います。

報告を終わります。

日程第１から第１１を一括して議題にします。

岩佐りょう子企画総務委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

企画総務委員長。

議事の都合により休憩いたします。

＊ 休憩中 ＊

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

企画総務委員長、よろしくお願いいたします。

企画総務委員長／企画総務委員会に審査を付託されました１１議案の審査経過及び結果を報告いたします。

初めに、条例改正案件２件です。

議案第３６号千代田区特別区税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例の見直しを行うとともに、医療費控除の特例の適用期限の終期の廃止及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長を行うほか、寄附金税額控除の算定に用いる税率などについて、所要の改正を行うもので、公的年金等受給者の扶養親族等申告書、医療費控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除に係る改正については、令和９年１月１日から、長期譲渡所得及び寄附金税額控除に係る改正については、令和１０年１月１日から、その他の改正については、公布の日から施行します。

質疑の中で、本改正に伴う区民のメリットとして、セルフメディケーション税制における期限の廃止及び住宅借入金特別税額控除における期限の５年間延長があげられること。

周知についてはホームページ等様々な方法により期日前にしっかりと伝えていくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第３６号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第３７号千代田区印鑑条例の一部を改正する条例は、まず、出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、個人番号カード等を利用して行う印鑑登録証明書の申請等

について、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の利用も可能とするものです。

また、電気通信事業法の一部改正に伴い、条例中において引用する同法の条文について号ずれが生じたため、規定を整備するものです。

公布の日から施行します。

質疑の中で、本改正におけるシステム改修については、特定在留カード等の内容を書き換える程度のアプリケーションのみの稼働であるため、システム自体への大きな負荷や費用負担は特に発生しないこと。

区内在住外国人への周知については、区ホームページ内の外国人住民の方の登録制度を更新していることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第37号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、契約案件9件です。

最初に、議案第39号三崎橋補修等工事請負契約については、三崎橋補修等工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額6億9300万円、契約の相手方は、ショーボンド建設株式会社東京支店です。

質疑の中で、労務費のダンピング対策は区でも様々な施策を講じているところであり、本件についても落札価格が最低制限価格と近かったため、公共発注者向けのガイドラインに従い事業者から理由書を徴取していることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第39号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第40号災害対策用備蓄物資（食料）の購入については、災害対策用備蓄物資としてアルファ化米等の食料を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額1億2110万7398円、購入先は、株式会社清水商会東京支店です。

質疑の中で、備蓄物資の管理に際し、箱の側面2か所に保存年限等を記すよう仕様書で定めており、今後ICタグの活用等による効率化も検討されること。

また、物資の内容についても食べやすく飽きない、できる限り長期に保存できる品目の選定に努めており、避難者への配慮やフードロスに対応していること。

参加事業者は前回と比較して1者増加したが、今後も様々な業者が入札に参加してもらえるよう、引き続き検討していく考えであることが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第40号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号電子黒板等の購入については、機器の更新のため、電子黒板等を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額3784万円、購入先は、ジャンボ株式会社です。

質疑の中で、平成30年度に購入した際には、電子黒板付きの平面ホーロー黒板等一体としての購入であったが、今回は電子黒板のみの購入であるため、価格としては低くなって

いること。

本製品については、メーカーによる特約店契約が行われているため、入札が2者となったと考えられること。

一定の事業者に落札が数多くある状況についても、公平・公正な入札制度を進めている結果ではあるが、様々な業者が入札に参加できるよう調整していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第41号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第42号避難所環境整備に係る物資の購入については、避難所環境整備に係る物資として避難所用簡易ベッド等を購入するもので、公募制指名競争入札により、購入金額2679万6000円、購入先は、ロイヤル防災株式会社東京支店です。

質疑の中で、購入数量は、避難時に不便が生じると想定される75歳以上の方の人口に想定避難率を掛けて算出されていることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第42号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第43号区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約の一部変更について、議案第44号区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約の一部変更については、いずれも、区立内幸町ホールに係る工事請負契約につき、契約工期の延長及び諸経費の増額のため、契約変更するものです。

舞台照明設備工事請負契約は、変更前の契約金額2億2079万1890円から、5.7%増加し、2億3345万3000円、舞台音響設備工事請負契約は、変更前の契約金額、1億6491万2000円から、6.5%増加し、1億7559万(?)3000円です。

議案第43号及び第44号は、関連する内容であるため、一括して審査いたしました。

質疑の中で、本施設の改修は、建築、電気、機械など7件の工事によりなされるものであるが、電気、機械契約の2回の不調による工期の延長に伴い、当初契約分も工期延長が生じたことから契約金額が増額となったものであること。

なお、算出に当たっては、国等で行っている営繕積算方式を採用していること。

本件のように複数工種による改修の場合、建築工事業者がマネジメントを行いながらマスター工程を作成しており、様々な調整がなされた上で工事の順番が決められていることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、それぞれの採決を行った結果、議案第43号及び議案第44号の2議案は、いずれも賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号清洲橋通り南歩道拡幅工事請負契約については、清洲橋通り南歩道拡幅工事施行のため請負契約を締結するもので、競争入札に付し落札者がいないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約、契約金額は、3億9919万円、契約の相手方は、常盤工業株式会社です。

質疑の中で、工事期間中の物価上昇は、スライド条項等に基づき契約後に契約変更をして対応するところ、あらかじめその分を含めて入札したことにより不調となっていたことが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第４６号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４７号五十通り歩道拡幅工事請負契約については、五十通り歩道拡幅工事施行のため請負契約を締結するもので、制限を付した一般競争入札により、契約金額は、２億６７６３万円、契約の相手方は、株式会社歩土建工業千代田支店です。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第４７号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第４８号モバイルバッテリー等の購入については、学習用タブレット端末の周辺機器としてモバイルバッテリー等を購入するもので、競争入札に付したところ、落札者が辞退。

再度の競争入札に付した場合の、現行機器の賃貸借期間延長に伴う賃貸借契約に係る経費の増額、現行機器の不具合等の理由により、再度、競争入札を行うことはせず、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第６号の規定に基づき、落札者を除く最低価格で応札した者と随意契約するもので、購入金額は、３７２９万円、購入先は、富士電機ＩＴソリューション株式会社です。

質疑の中で、製品については、電圧保護回路等安全対策がなされているものが指定されていること。

落札者の辞退理由としては、同等品と認められない製品での入札を行ってしまった結果、正規の指定している製品では納入できないことにより辞退に至ったこと。

なお、本事業者は千代田区の指名停止基準に基づき、指名停止となったことが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第４８号は、賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました１１議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました議案第３６号千代田区特別区税条例の一部を改正する条例、議案第３７号千代田区印鑑条例の一部を改正する条例、議案第３９号三崎橋補修等工事請負契約について、議案第４０号災害対策用備蓄物資（食料）の購入について、議案第４１号電子黒板等の購入について、議案第４２号避難所環境整備に係る物資の購入について、議案第４３号区立内幸町ホール改修舞台照明設備工事請負契約の一部変更について、議案第４４号区立内幸町ホール改修舞台音響設備工事請負契約の一部変更について、議案第４６号清洲橋通り南歩道拡幅工事請負契約について、議案第４７号五十通り歩道拡幅工事請負

契約について、議案第４８号モバイルバッテリー等の購入についての１１議案は、いずれも、岩佐よう子企画総務委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第１２及び第１３を一括して議題にします。

池田ともり文教福祉委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

文教福祉委員長。

文教福祉委員長／文教福祉委員会に審査を付託されました２議案の審査経過及び結果を報告いたします。

初めに、議案第３５号令和８年度千代田区一般会計補正予算第２号は、民生・児童委員の多様化する活動や行政との連携強化に要する通信費等の費用、複雑化・複合化する相談・支援に必要な自己研鑽費用等に対応するため、民生・児童委員の活動支援に要する経費の追加として、１２２４万円を予算計上するものです。

この結果、補正後の一般会計予算額は、９１３億８５８０万７０００円となります。

質疑の中で、区の独自加算分については、今回の東京都による活動費の増額とは目的が異なるため、引き続き支給を継続していく考えであること。

民生・児童委員の交代に際しては、技能や経験を継承できるようチームで対応することで、新たに就任した方も安心して活動できる環境づくりに努めていること。

例月の定例会等において、民生・児童委員の活動に資する研修を紹介しているほか、民生・児童委員相互で知見や情報を共有できるよう取り組んでいることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第３５号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第３８号千代田区立神田錦町福祉施設条例は、高齢者や障害者等の福祉の増進と、地域における新たなにぎわいや交流の創出等を目的とした「神田錦町福祉施設」の設置及び管理運営について必要な事項を定めるため、条例を制定するものです。

規則で定める日から施行いたします。

質疑の中で、会議室は地域交流機能の一環として設置するものであり、セキュリティ一面を確保した上で、地域の方々が集まり交流イベント等を開催できる、区民館のような利用を想定していること。

会議室の利用料金については、近隣の区民館や福祉施設等の貸会議室の相場を基に算出し

たものであり、午前・午後・夜間の３区分を合算した上限額として設定していること。

また、今後、事業者が区との協議を経て決定すること。

障害者を対象としたグループホームの家賃については、今後、事業者が決定することになるが、区からの家賃助成を活用することで、可能な限り利用者負担の軽減が図れるよう検討していることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第３８号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました２議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました議案第３５号令和８年度千代田区一般会計補正予算第２号、議案第３８号千代田区立神田錦町福祉施設条例の２議案は、いずれも、池田ともりの文教福祉委員長の審査報告どおり決定したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第１４を議題にします。

桜井ただし環境まちづくり委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

環境まちづくり委員長。

環境まちづくり委員長／環境まちづくり委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第４５号特別区道千第５７８号（多町大通り南）及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事の委託に関する施行協定の締結については、多町大通り南及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事の内容とする委託協定を締結するものです。

協定金額は、２億５７４７万５２７０円、相手方は、公益財団法人東京都道路整備保全公社です。

質疑の中で、工事の品質確保や住民対応などについては、設計状況、工事状況及び住民からの意見などの情報提供を公社から受け、区が責任を持って対応すること。

街路樹については、沿道協議会で議論を行い、日銀通りとの連続性を意識しつつも、神田駅の駅前の顔をつくることのできる樹種を選定したこと。

電線類地中化による景観形成等への地域の期待を踏まえ、電線・電柱が残っている箇所についても早期完了を目指し、工夫しながら取り組んでいくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第４５号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／お諮りします。

ただいま報告のありました議案第４５号特別区道千第５７８号（多町大通り南）及び周辺路線における電線類地中化事業の施行に伴う道路整備工事の委託に関する施行協定の締結については、桜井ただし環境まちづくり委員長の審査報告どおり決定したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第１５を議題にします。

岩佐りょう子企画総務委員長から同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

企画総務委員長。

企画総務委員長／企画総務委員会に付託されました請願８－１非核三原則の堅持を求める意見書提出を求める請願の審査経過及び結果について報告いたします。

本請願の内容は、核廃絶を実現し、日本及び国際社会の平和と安定を守るため、非核三原則を今後も堅持し、核兵器のない人間社会に向けた世界の指導的な役割を担うよう強く要請する旨の意見書を、国会及び政府に対し提出することを求めるものです。

本請願は、本年６月１９日に議長宛てに提出され、当委員会では７月８日に審査を行いました。

最初に、請願書に意見書案が添付されており、趣旨は十分明確になっていることから、会議規則第８８条に基づく紹介議員の説明は求めないことを確認いたしました。

次に、執行機関から、安全保障関連の有識者会議が開催され、秋頃に提言がなされる予定であることなど、国の動向に関する情報提供を受けました。

質疑の中で、区は本件に対して特段の見解を示す立場にはなく、国際平和都市千代田区宣言における「核兵器をなくし、同じ地球の仲間として友好を深め、互いに理解し合い、世界の恒久平和を実現する」という理念の下、平和使節団や、平和イベント等の取組を引き続き行っていく考えであることが明らかになりました。

また、委員からは、国際平和都市千代田区宣言はゆるぎないものとして重視すべきであるが、本件については国政の場で議論されるべきであり、意見書の提出に当たっては全会一致が原則とされる委員会での整理にはなじまないのではないか。

非核三原則については、時代に合わせて議論が必要であるという考えから、請願件名にある「堅持」という部分が、議論も許さないという解釈であれば賛同しかねるなどの意見がありました。

質疑等を終了し、討論に入り、まず、賛成の立場から、非核三原則は理想論ではなく、日本の安全保障と外交を支えてきた現実的かつ重要な原則である。

日米同盟による抑止力を確保しながら、唯一の戦争被爆国として核軍縮・核不拡散を訴える現在の立場は、安全保障と平和外交を両立する政策である。

また、「持ち込ませず」の見直しは、日米同盟を重視する立場からも、日本が長年築いてきた国際的信頼や外交的・政治的資産を損なうおそれがある。

千代田区議会として、我が国が今後も非核三原則を堅持し、核兵器のない世界に向けて国際社会をリードするよう国会及び政府に求めることは、極めて意義があるため、本請願に賛成する、との意見がありました。

一方で、反対の立場から、平和な世界の実現と核兵器廃絶への強い思いから本請願を提出されたことに対しては深く敬意を表するが、近年の安全保障環境の変化を踏まえ、安全保障政策は国が幅広い情報と専門的知見を踏まえ、国民的議論の下で判断すべき高度な国政事項である。

現在も継続されている安全保障関連三文書をめぐる議論を注視すべき段階であり、まずは国政の推移を見守ることが適切であることから本請願には賛成しかねる、との意見がありました。

同じく反対の立場から、平和を希求する考え自体は尊重するが、意見書提出は全会一致を目指して慎重に扱うべきである。

非核三原則の厳守については、国民的な議論もなお分かれている中で、全議員が一致した判断に至ることは容易ではないと考える。

また、紹介議員数は議員提出議案の要件を満たしており、議員提出議案として提案した上で、全会一致による可決を目指し、丁寧に理解と賛同を求める道もあった。

十分な合意形成が図られないままの採択は議会の価値判断を拙速に示すこととなり、自由な議論を萎縮させるおそれがあることから、本請願の現時点での採択には賛成できない、との意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、請願 8－1 は賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に付託された請願の審査経過及び結果の報告を終わります。

議長／請願 8－1 に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、16 番入山たけひこ議員。

入山議員／請願 8－1 非核三原則の堅持を求める意見書提出を求める請願について、反対

の立場から意見を表明いたします。

まず、私は、核兵器のない世界を目指す理念や、被爆の実相を踏まえて、核兵器廃絶を訴え続けることの意義については共感するものです。

また、請願者が非核三原則の堅持を求める思いそのものを否定するものではありません。しかし、区議会として現時点で本請願を採択することについては慎重であるべきと考えます。

千代田区議会では、対外的な意見書等を提出する際、原則として、全会一致による意思形成に努めてきました。

非核三原則の堅持については様々な考え方があり、国民的な議論もなお分かれています。

そのため、現時点で議員全員が一致した結論に至ることは容易ではありません。

こうした状況で請願を採択すれば、例え全会一致でなくても、千代田区議会の意思として国に意見書を提出することになります。

しかし、核政策をめぐる多様な見解が存在しており、議会として一定の方向性を対外的に示すだけの十分な合意形成や共通認識が得られている状況にはないと考えます。

平和への願いは広く共有されるべきものですが、その実現のためにも、将来の政策の選択肢を固定化するのではなく、時代や社会情勢を踏まえつつも、核兵器のない世界を目指す議論を重ねていくことが重要であります。

十分な合意形成が図られないまま、過半数によって意見書提出を決定することは、なお見解の分かれる課題について、議会としての判断を拙速に示すことになりかねず、自由闊達な議論にも影響を及ぼすおそれがあります。

今求められているのは、結論を急ぐことではなく、互いの立場を尊重しながら、理解と合意を積み上げていくことであります。

以上の理由から、私は本請願に反対の立場を表明いたします。

議長／次に、7番牛尾こうじろう議員。

牛尾議員／請願8－1 非核三原則の堅持を求める意見書提出を求める請願の採択に賛成の立場から討論を行います。

広島、長崎に原爆が投下されてから、間もなく81年になろうとしています。

原爆投下によって、広島では14万人、長崎では7万人の尊い命が奪われ、被爆者は81年がたった現在でも後遺症に苦しんでいます。

このような悲惨な体験を二度と後世の人たちにさせてはならないと、被爆者の皆さんは被爆体験を語り続け、核廃絶を訴えてきました。

このことは、2024年日本被爆者団体協議会が、ノーベル賞の受賞につながりました。

日本政府も、核のない日本を願い、核を持たず、つくらず、持ち込ませずという非核三原則を基本的な防衛外交方針としてきました。

これは国際公約であり、この原則は憲法 9 条と合わせ、平和国家としての国際社会に対する信頼の礎でもあります。

ところが、高市政権の中で、安保三文書改定に伴って、非核三原則の見直しが議論されています。

首相はこれまで、党や内閣の要職にいるときも含めて、「持ち込ませず」の見直しに繰り返し言及しています。

これに対して、被爆者の団体である日本被爆者団体協議会は、米国の核兵器が持ち込まれれば、相手国が先制的に核攻撃に踏み切る可能性を高め、日本の安全保障を大きく損なう危険性があると警告するとともに、核の持込みは日本も批准している核不拡散条約の精神に反すると、厳しく指摘しています。

一方、首相は、自身の著書で、経済安全保障担当相だった 22 年末、閣議決定した三文書の国家安全保障戦略に、非核三原則の堅持が明記された点に反対だったと明らかにしています。

今回の安保三文書の改訂でも、国是である非核三原則を堅持するとは明言していません。国是とは何でしょうか。

広辞苑には、国を挙げて是と認めたもの、国家としての方針と書かれてあります。

つまり、核を持たず、つくらず、持ち込ませずは、国家の方針なわけです。

いかなる政権も守るべきですし、ときの内閣で変更するなどということはあってはならないと思います。

朝日新聞社の世論調査では、非核三原則を堅持すべきだとの回答が 75%、三原則の「持ち込ませず」の見直しについても、時事通信の世論調査では 46.6% は堅持すべきを選び、見直すべきとの 28.2% を大きく上回るなど、国民の多数が見直しに反対しています。

核兵器の悲惨さを唯一体験し、世界に訴えていくべき立場にある日本は、非核三原則の見直しではなく、核抑止力論(?) から抜けだし、核廃絶へ向かう議論や運動こそ、世界に向けて取り組むべきであります。

本請願では区議会に対し、安全保障関連三文書の改定に向けた議論が与党内で進められている中、非核三原則の見直しを懸念する声があり、区議会に、政府に対し非核三原則の堅持を求め、その旨の意見書の提出を求めています。

請願審査の中で、議員の一人から、区議会には、核兵器に反対の立場の人がいれば、核抑止力(?) を重視している人もいるとして、全員が一致しないまま国に意見書を出すことは慎重になるべきと述べ、紹介議員が 3 人いるのだから、3 人で議案提案権を使ってできる旨の発言がありました。

大変残念であります。

千代田区議会は、2010 年 3 月 25 日、核兵器廃絶と恒久平和に向けた取組を求める意見書を全会一致で採択し、当時の桜井ただし議長名で、内閣総理大臣、外務大臣宛てに提

出しています。

さらに、区議会は２０１９年６月に、トランプ大統領に対し、当時の石川区長と小林たかや議長連盟で、２０２４年５月には樋口区長と秋谷議長の連盟で、バイデン米大統領に対し、それぞれ臨界前核実験に講義するとともに、核兵器廃絶と世界の恒久平和に向けての役割を果たすことを要請しております。

世界の人々と連帯して核兵器をなくし、平和な世界を築き上げようとうたっている、国際平和都市千代田区宣言は、区と区民と議会が話し合ってつくり上げられました。

私はそうした、区議会で受け継がれてきた核廃絶の思いを今後も引き継いでいかなければならないと思っています。

そうした意味でも、千代田区から非核三原則の堅持を政府に求めることは意義あることではないでしょうか。

以上の理由で本請願の採択に賛成いたします。

議長／以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました請願８－１ 非核三原則の堅持を求める意見書提出を求める請願は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

請願８－１を採択することに賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

（賛成者 白表示、反対者 青表示）

議長／押し忘れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長／なしと認め、確定します。

請願８－１は、賛成少数により不採択とすることに決定しました。

日程第１６を議題にします。

提出者を代表して、小野なりこ議員より提案理由の説明をお願いします。

小野なりこ議員。

小野議員／議員提出議案第 1 号千代田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提出者を代表して、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、区議会議員の政務活動費の収支状況について、電磁的記録により報告等を行うことができるよう改めるほか、規定を整備するものです。

この条例の施行は、公布の日からとしております。

以上、満場一致、御議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長／お諮りします。

ただいま説明のありました議員提出議案第 1 号千代田区議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例は、小野なりこ議員の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

日程第 17 を議題にします。

お諮りします。

本件は、お手元に配付したとおり、令和 8 年度千代田区平和使節団の一員として、永田壮一議員、ふかみ貴子議員、田中えりか議員の 3 名を派遣したいと思います。

なお、本件のうち、今後の参加者等の変更については、議長に御一任いただきたいと思います、異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長から、会議規則第 71 条の規定に基づき、お手元に配付の請願継続審査一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタル・トランスフォーメーション特別委員長、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員

長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。お諮りします。

本件は申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長／異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。

樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。

区長。

区長／令和8年第2回区議会定例会の閉会に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきまして御提案いたしました諸議案は、令和8年度千代田区一般会計補正予算第2号をはじめ、千代田区立神田錦町福祉施設条例の制定、その他条例の一部改正、契約案件などでございました。

慎重なる御審議の上、原案どおり御議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今定例区議会の御審議の過程で賜りました貴重な御意見、御指摘を十分に踏まえ、今後の区政運営に取り組んでまいります。

区議会の皆様におかれましても、何とぞ御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、令和8年第2回区議会定例会閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

議長／以上で、本年第2回定例会を閉会します。

散会します。